東京こどもすくすく住宅認定基準チェックシート(セレクトモデル)

建築物名称	Y's terrace
作成年月日	2025. 07. 03

			必須	項目		選択	項目		
	新築		項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	4			5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	7	7	8	2			15
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	4	49	21			53
別表2 計			11	11	57	23			68
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	2	2	10	6			12
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	1	1	14	6			15
別表3 計			3	3	24	12			27
別表 4	子育て支援施設やキック	ベルーム等に関する基準	0		5	0			5
別表 5	管理・運営に関する基準	生	0		7	2			7
別表 6	区市町村からの意見の反	反映に関する基準	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		0	0	13	2			13
	合計		14	14	99	41		39	113
	チェック絹	吉果	0	K		0	K		

			必須	項目		選択	項目		
	既存・さ	收修	項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	0			5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	0	8	0			16
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	0	49	0			53
別表2 計			12	0	57	0			69
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	0	10	0			13
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	0	14	0			16
別表3 計			5	0	24	0			29
別表 4	子育て支援施設やキッス	ベルーム等に関する基準	0		5	0			5
別表 5	管理・運営に関する基準	ii.	0		7	0			7
別表 6	区市町村からの意見の原	反映に関する基準	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		0	0	13	0			13
	合計		17	0	99	0		17	116
	チェック紀	吉果							•

別表1 立地に関する基準

	項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドノ	ベンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
	供日	本 平	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	子供の遊び場所	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上 あること。 (1) 子育てひろば(注2)など、乳幼児と親が一緒に過ごせる施設 (2) 児童館や図書館など、子供が室内で過ごせる施設 (3) 子供が遊べる広場、公園や緑地など			■ 選択	選択	□ 必須	選択	(1) こどもひろばアカシア、深川北子ども 家庭支援センター (2) 墨田区立フレンドリープラザ立川児童 館、墨田区立緑図書館 (3) 中和公園ほか
2	保育、教育施設等	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上 あること。 (1)保育所、幼稚園などの保育、教育施設 (2)小学校及び学童クラブなどの教育施設など			■選択	選択	選択	選択	(1)立川保育園、すみだ中和こころ保育園 ほか (2)墨田区立中和小学校
3	医療施設	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に小児科や耳鼻科など、子供が受診できる医療施設が一つ以上あること。			■ 選択	選択	□選択	□ 選択	・唐澤医院 小児科・内科・渡辺こどもクリニック
4	生活利便 施設等	敷地出入口から徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ以上 あること。 (1) 鉄道駅やバス停 (2) 食料品や日用品などが購入できる商業施設 (3) 銀行、郵便局やATMなどの金融関連施設 (4) 子供連れで気軽に飲食できるファミリーレストランなどの飲食施設			■ 選択	選択	選択	□選択	(1)森下駅 (2)ライフ菊川店 (3)森下町郵便局 (4)ジョナサン菊川店
5	活発な地域活動	次に例示するものなど、活発な地域活動が行われていること。 (1) 自治会などによる季節行事や清掃活動 (2) 自治会や消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動 (3) 自治会や地域活動団体などによるインターネットを活用したイベント (4) 「遊び場づくり」や「安全マップづくり」などの活動 (5) 「子供110番の家」の取組			□ 選択	選択	選択	□選択	
		適合項目数			必 —	必 —	必	必 —	
		<u></u>			選 4	選 0	選 0	選 10	

注1 各施設までの距離は直線距離による。建築物の敷地の主要な出入口から計測するものとする。

注2 $0 \sim 3$ 歳児とその親が気軽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる常設の施設。 国の地域子育て支援拠点事業の一つ

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

				セーフ	アティ			セレ	ノ クト			アドバ	バンスト		
			新築	Ę	既存	·改修	新	築	既存	·改修	新		既存·	改修	
項	目	基準		必須で該 当する部		必須で該 当する部		必須で該 当する部		必須で該 当する部		必須で該 当する部		必須で該 当する部	表記のある図面番号、計画の内容等
			1	位等がな い場合 チェック		位等がな い場合 チェック		位等がな い場合 チェック		位等がな い場合 チェック		位等がな い場合 チェック		位等がな い場合 チェック	
		住戸内の床は、次に掲げるものを除き、段差のない構造(5mm以下の段差については、段 差のないものとみなす。)とする。							1						
		(1) 玄関の出入口の段差:くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下としたもの													
		(2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 浴室の出入口の段差: 20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm 以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの													
		(4) バルコニーの出入口の段差:接地階を有しない住戸のバルコニーについては、次に 掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以 下の単純段差													
		ア 180mm (踏み段を設ける場合にあっては、360mm) 以下の単純段差としたもの													
1 段	差解消	イ 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの					□ 選択		□ 選択	-	□ 必須		□ 選択		
		ウ 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差 (踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差) とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの													
		(5) 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差													
		ア 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積 の1/2)未満であること。													
		イ 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。								1/				1	
		ウ 間口(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm 以上であること。													
		ェ その他の部分の床より高い位置にあること。													
		(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。													(1) 転落防止のための手すりは、 足がかりがなく、子供が容易によ じ登れない形状とする。
		ア バルコニーその他これに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段(開放されている側に限る)													ア (ア)バルコニーには、床面から
		(7) 原則床面(階段にあっては踏面の先端)から1,100mm以上(1,200mm推奨)に達するよう設けられていること。	□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		1200mmの手すりを設ける。2階以上の窓は床面から1100mm以上に設置
		(イ) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。) には、足がかりとなりにくい措置を講じること。													(イ):腰壁、窓台など足がかりと なるものは設けません。 イ:バルコニーはアルミガラス手
2 1.3	落防止 落下物 よる危 防止	イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であること。													すりのため、手すり子なし。階段の手すりの手すりの手すり子・ルーバーの間隔は100mm。
		(2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ1,100mm以上(1,200mm推奨)の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じるこ	□ 必須		□ 必須		■ 必須		□必須		□ 必須		□ 必須		手すりから600mm以上の距離を確保しています。(将来想定位置含
		٤.													む)
		(3) バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの設置など、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。	□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		錠付きクレセントを設置。
		(4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□必須		□ 必須		□ 必須		窓又は階段の直下に出入口を設け ません。

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

					セー	フティ				セレ	クト			アドバ	バンスト		
				新	築	B	既存·改	修	新	築	既存	·改修	新	築	既存	·改修	
	項目		基準		必須で該 当する部 位等合 トエック		当位い	須で該 するがお 場合 エック		必須で該 当する部 位等合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位場合 チェック		必須で該 当する部 位等がない場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
3	シックハ ウス対策	本産業規格又	内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定建材は、日 は日本農林規格のF☆☆☆☆表示のある建築材料等(ホルムアルデヒト発散 当しないもの)とする。	□ 必須		_ ·	必須 ※		■ 必須		□ 必須		□必須		□ 必須		各住戸の居室に用いる特定建材は F☆☆☆☆表示のものとする。
		(1) 防犯対策用の	鍵を使用する。	□ 必須			必須		■ 必須		□ 必須	į 🗆	□ 必須		□ 必須		ICカードによる解錠のため、ピッキング対策となります。
4	防犯対策	(2) 室内との通話 ンにするよう	機能を有したインターホン等を設置する。その場合、カメラ付きインターホ 努める。	□ 必須			必須		■ 必須		□ 必須	iį 🗆	□ 必須		□ 必須		カメラ付きインターホン設置。
		障のない範囲	面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するものには、避難計画上支 において、合わせガラス、防犯フィルム、鍵付クレセント又はシャッターの の防止に有効な措置を講じる。	□ 必須			必須		■ 必須		□ 必須	[□ 必須		□ 必須		錠付きクレセントを設置。
5	界床の防 音性の確 保	ア 床スラフ 造、鉄帽 いた物又 イ JIS A 14 して、J	次のいずれかとする。 「厚が200mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート造者しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用 ははこれらと同等の面密度を有するものとする。 118-2(建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法)による床衝撃音レベルに対 IS A 1419-2(建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法)による床衝撃音 による床衝撃音				/		□ 選択		□ 選护		□ 必須		□ 選択		
			については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するた	-					□ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		
		(1) 界壁の仕様は ア 界壁の厚 造、鉄門 いた物又	次のいずれかとする。 『みが180mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コンクリートを用 はこれらと同等の面密度を有するものとする。						□ 選択		□ 選択		□必須		□ 選択		
	界壁の防		419-1 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法) による音響透過損失等 等級相当以上とする。					′									
	音性の確 保	対面する位置 また、当該界	ックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の両側の に当該界壁を欠き込んで設けない。 壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁とボード類の間に 等の点付けによる空隙が生じていない。						■ 選択		□ 選択		□必須		□ 選択		界壁にコンセントボックス、ス イッチボックスその他これに類す ものは設置しない。
		(3) 木造の建築物 めの方策を講	については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するた じる。						□ 選択		□ 選択	!	□ 必須		□ 選択		
	開口部の	サッシ等の開	口部														すべてT-2とする。
7	防音性の	JIS A 4706 (サッシ)による遮音性能T-1等級相当以上の材料を使用する。						■ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		97(1-22900
	確保	JIS A 4706 (サッシ)による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する。										□ 選択				
8	抗菌、防 カビ、抗 ウイルス 対応		満たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど、抗菌、防カビ、抗 措置が講じられた住設部品を使用する。						□ 選択		□ 選折	!	□ 選択		□ 選択		
			>××××××××××××××××××××××××××××××××××××	必須	0	必須	0		必須	7	必須	0	必須	0	必須	0	
			適合項目数	選択	0	選択	0		選択	2	選択	0	選択	0	選択	0	

[※] 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあっては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	7ティ	セレ	クト	アドバン	ノスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック	必須で該 当で等がな 位等場 い チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、吊元側の隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み防止カバー等指挟み防止措置を講じる。			■選択	□選択	□ 必須 □	□選択	ドアクローザー、指はさみ防止構造のドアとします。
	玄関	(2) ベビーカー等置場 玄関周辺への平場やクローゼット内(可動式棚配置等による)スペースの確保により、ベビーカー、 三輪車等を置くスペースを設ける。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住戸数の3分の2以上の住戸が各1 ㎡以上を確保できるスペースを確保する。			選択	□選択	□ 選択	□選択	
1	公闲	(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。			■選択	□選択	□選択	□選択	手すりが設置可能な構造としている。
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明を設置する。			■選択	□選択	□ 選択	□選択	玄関に人感センサー付き補助照明を設置
		(5) 耐震性能 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS (日本工業規格) におけるA4702面内変形追随性の規定におけるD-3等級 同等以上であり、あわせてドアガードも耐震性に配慮したものとなっている。			■選択	□選択	□選択	□選択	玄関ドア枠は耐震枠 (D-3以上) とする。ドアガードも耐震性に配慮したものとする。
2	洗面所・	(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の制御が可能な水栓金具とする。 ホース付水栓(シャワー吐水機能付き)とする。 タッチレス水栓とする。			■ 選択	選択 選択 選択 選択	□選択	選択 □選択 □選択	(1) 水栓金具は操作しやすいレバー式混合 水栓とします。
	脱衣所	(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等の設備を施す。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	後から設置可能なコンセントを設置する
		(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上1,400mm以上の高さに設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。	□ 必須 □	□ 必須 □	■ 必須 □	□ 必須 □	□ 必須 □	□必須□□	浴室のドアに設置する鍵は、床上1400mmに設置し、外部から解錠可能なものとします。
		(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。			■選択	□選択	□ 必須 □	□選択	滑りにくい素材とします。
		(3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。			□選択	□選択	□選択	□ 選択	
3	浴室	(4) 呼び出し機能の設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。 (5) 広さの確保			選択	□選択	選択	選択	
		内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。 内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。			■ 選択	選択	□必須□□	選択	短辺1200mm以上、広さ1.9㎡以上確保してい ます。
		(6) 利便性の配慮及び火傷防止 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。 カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、火傷防止カバー が設置されている等の危険防止措置がなされている。			■選択	選択		選択	水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモス タット式水栓金具とします。
		(7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	浴室暖房乾燥設備を設置します。

別表2-2 住戸内に関する基準 (単位空間別の基準)

			セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する 位 等がな い 場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当するがな 位等がな い場っ チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分を含む。)が500mm以上を確保する。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	便器前面500mm以上確保します。
4	トイレ	(2) 手すりの設置手すりを設置する。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(3) 外から解錠できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	□ 必須 □	□ 必須 □	■ 必須 □	□必須□	□必須□	□必須□	外側から解錠できる鍵を設置。
		(4) 外開き又は引き戸の設置(4) 外開き又は引き戸を設置する。			■選択	□選択	□必須□	□必須□	外開き戸としています。
		(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチンなど、台所から居間や食 事室を見通せる配置・構造とする。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	対面キッチンやLDKとするこで、子供を見守 れるよう配慮しています。
		(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さとして、10㎡以上を目安に動線 や広さにも配慮した間取りとする。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	DKは、10㎡以上確保いたします。
		(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の制御が可能な水栓金具と する。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	台所の水栓金具はレバー式混合水栓とします。
5	台所	タッチレス水栓とする。 (4) チャイルドフェンスの設置等			選択	選択	選択	選択	
		調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しないような措置として、チャイル ドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。 ガス漏れ検知器を設置するなど、更なる危険防止措置を講じる。	□必須□	□必須□	■ 必須 □ 選択	□ 必須 □ 選択	□ 必須 □ 選択	□ 必須 □ 選択	コンロはチャイルドロック付き。
		(6) 食器洗い乾燥機の設置			□選択	□選択	□選択	□選択	
		ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。 (7) 耐震ラッチの設置							
\perp		吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。			選択	選択	□ 必須 □	選択	
		(1) 開き戸 子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を講じる。 ○吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造とする。扉の開閉の途中の状態も含める。 ただし、以上の対応を講じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対応でも認定基準に適合しているものとみなす。この場合、入居案内等にて入居者に対し周知を行う。・主に今譲、指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指挟み防止商品の用意(入居者の意向により設置) ○戸先側は次のいずれかの対策を講じる。 ・風の通り道に設置する関き戸には、閉鎖速度を減衰させるドアクローザー等の機能を設け、風等の外力で急激に扉が閉まらない構造である。 ・戸側又は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。							
		居室間や主要な通路上に配置される開き戸 トイレや洗面所等に配置される開き戸			選択	選択	□必須□	選択	
6	建具	(2) 引き戸 100mm程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、指を挟まないような措置を講 じる。			■ 選択	□選択	□必須□□	□選択	ソフトクローズ機能を備えた引き戸を使用し ます。
		引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。						/	
		(3) 折戸 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造とする。			□選択	□選択	□ 必須 □	□選択	
		(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやプッシュハンドル等の開閉の容易なものとするなど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものとする。			□選択	□選択	□必須□□	□選択	
		(5) ドア内のガラス 大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要のある場合は、安全ガラスとするなど、割れたガラスの 破片による怪我等の防止対策を講じる。			■ 選択	□選択	□必須□□	□ 選択	ドア内のガラスは合わせガラスとすること で、割れにくく、割れた場合も飛散しにくい ものとします。

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

		正/ 「11に因うる本(十匹工門が2条中)	セーフ	' ティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必領で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチにすることにより、子供でも使い やすいものとする。			■ 選択	□選択	□ 選択	□選択	床上900mm程度の高さに設置しワイドスイッチとします。
		(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。			□選択	□ 選択	□選択	□選択	
7	居室	(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率 (次式で算出したもの) を8%以上確保する。 〈算定式〉 (S1+S2) /当該住戸の専有部分の面積 (㎡) ×100 S1:高さ180cmよ上の収納部分の水平投影面積 (㎡) S2:高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積 (㎡) × (当該収納部分の高さ (cm) /180)			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内に設置する。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行い、やむを得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮した形状・仕上げとする。			□選択	□選択	□ 選択	□選択	
		(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのできるような構造とする。			■選択	□選択	□選択	□選択	各住戸に家具転倒防止下地を設けます。
		(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を使用する。			□選択	□選択	□ 選択	選択	
8	バルコニー	(1) 足掛かり等への配慮 子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じる。 ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿が収納時も含め、足掛かりにならないようにする。 エ 避難ハッチの設置に当たっては、子供が容易に開けられないようにチャイルドロック等の安全機 能が付いたものを使用する(消防の指導により使用できない場合はその限りではない)。	□必須□□	□必須□□	■必須□□	□必須□□	□必須□□	□必須□□	ア:ガラス手摺のため、手摺こなし。 イ:室外機を手すり側に置きません。 ウ:物干しは足がかりとならないものとして います。 エ:避難ハッチはチャイルドロック付きのも を設置します。
		(2) スロップシンクの設置 スロップシンクをバルコニー等に設置する。ただし、これらによじ登って手すりから転落することを 防止するために、これらの設備は手すりから600mm以上の距離を確保して設置するなどの転落防止措 置を譲じる。			□選択	□選択	□ 選択	□選択	
	N	(1) 住戸内通路の幅員 住戸内通路の幅員は、780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上を確保する。			■ 選択	□選択	□選択	□選択	780㎜以上確保しています。
9	住戸内通 路及び出 入口	(2) 住戸内出入口の幅員 住戸内の出入口 (バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く) の幅員 (玄関及び浴室の出入口 については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員 とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽敵な改造により確保できる部分の長さを含む。) は 750mm (浴室の出入口にあっては600mm) 以上を確保する。			□選択	□選択	□選択	選択	
10	住戸内階 段	(1) 勾配等 住戸内に設ける階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。ただし、ホームエレベーターが 設けられている場合を除く。 ア 勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、 踏面の寸法が195mm以上であること。 ウ アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置にお ける寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、アの規定のうち各部の 寸法に関するものは適用しないものとする。 (7) 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て 30度以上となる回り階段の部分 (4) 90度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30 度以上となる回り階段の部分 (5) 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30			□ 選択	□ 選択	_ 必須 _	□ 選択	
		度及び60度の順となる回り階段の部分 (2) 手すりの設置 少なくとも片側(勾配が45度を超える場合は両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが800mmから850			□選択	□選択	□必須□□	□選択	
		mmまでの位置に設けられている。 (3) チャイルドフェンスの設置等							
		転落事故等、危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止するため、チャイルドフェンス等が 設置できるよう、壁下地を設ける。		15 %	選択	選択	選択	選択	

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

					セージ	フティ	セ	レクト		アドバン	ンスト	
				新	築	既存·改修	新築	既存·改修		新築	既存·改修	
	項目		基準		必須で該 当するがな い場合 チェック	必須で該部位 当立等がな が場合 シチェック	必須で診当する部位等がない場合 チェック	位等がい場合	合	必須で該 当で等がない場合 チェック	必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
	テレワー クスペー ス		ペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備(照明、Wi-Fi接続が可能なイン境、コンセント等)を整備する。				■選択	□選択		選択		インターネット設備 (ルーター) を設置して います。
1	2 その他	その他、子育	てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。				□選択	□選択		選択	□選択	
			適合項目数	必須	0	必 (0	必 4	必 須	必須	公 0	必 須 0	
			適合視日数	選択			選 21	選 0	選択		選 (7)	

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

1					セー	フティ			セレ	クト			アドバ	バンスト		
1 遊校外部に開放されている。川田下及び共川原設等には、転席を初止するためキャラ を増加し、安全性に起する。				新	築	既存·	改修	弟	í築	既存	·改修	新	築	既存	·改修	
			基準		当する部 位等がな い場合		当する部 位等がな い場合		当する部 位等がな い場合		当する部 位等がな い場合		当する部 位等がな い場合		必須で該 当するがお 位等がな チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
をともに、次に報ける基準に参うに、次に相に方面のた例 から1、600m以上 (1、200mm策別 にあっては1等に かっするもの、大財際にあっては特面のた例 から1、100m以上 (1、200mm策別 に	(
 (本語方は、音子時間による方には動画の先動)から1,100mm以上(1,200mm採児)に 書子的 による危機的止		とともに、} 存するもの、	欠に掲げる基準に適合していること。ただし、共用廊下にあっては1階に 共用階段にあっては高さ1m以下の階段の部分は除く。													(1) ア、イ 廊下は中廊下タイプとなっています。屋外
映明比		(7) 原原達	則床面(階段にあっては踏面の先端)から1,100mm以上(1,200mm推奨)に するよう設けられていること。	□ 必須	(□ 必須		■ 必須	ĺ 🗆	□必須	[□ 必須	i 🗆	□ 必須	ĺ 🗆	避難階段はアルミルーバーで覆うため、転落の危険はありません。 (ルーバー間隔は 100mとします。) ウ:
世権優を講じること。 - ② 転削防止 - 立関から道路に至る通路及び共用階級、共用階級、共用能下等の床の床面は、雨に溜れる等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全に利用できるよう、清りにくい材料を使用する。 - 本ントランスホールやキッズルーム、集会所等にある前額の大きな透明ガラスは、衝突による赤を砂砂止するため、安全ガラスとするか、衝突防止シールを貼る等の視器 必須 必須 必須 必須 必須 必須 必須 必		イ 手すり- 650mm末 間隔は、 ウ 入居者の	子が、床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが 満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の . 内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であること。 の日常の利用に供する屋上の手すりは、床面から1,800mm以上の高さに達す	-												屋上はオーナー住戸専用となるため、該当箇所なし。
2 転倒防止	(□ 必須	í 🗆	□ 必須		□ 必須	į =	□ 必須	í 🗆	□ 必須	i 🗆	□ 必須	í 🗆	窓、階段直下には出入口を設けません。
3 衝突防止		れる等の使用	用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全に利用できるよう、滑りにくい					■選排	1	選択		/ □ 必須	i 🗆	□選折	1	エントランスホール、風除室はすべりにくい外部用タイル、中廊下はタイルカーペットとします。
4		突による事	故を防止するため、安全ガラスとするか、衝突防止シールを貼る等の視認	□必須	ĺ 🗆	□ 必須		■ 必須	į 🗆	□ 必須	í 🗆	□ 必須	i 🗆	□ 必須	ĺ 🗆	風除室内側のオートドアは衝突防止シール を貼り、外側のドアは大部分をダイノック シート貼としています。
5 行の安全 敷地内の歩道と車道は分離し、歩行者の安全を確保すること。 6 防犯対策 以下に例示するものなど、防犯対策を講じるていること。 防犯カメラの設置等の防犯対策を講じること。 運択 中廊下型やコア型の住棟など共用部が閉鎖空間となる場合は、オートロックシステムを導入する。 選択 以下に例示するものなど、防災に関する対策を講じていること。 運択 東京都LCP住宅の登録を受けている。 選択 防災対策 防災備蓄倉庫、防災井戸、マンホールトイレ、情報共有体制の構築などの防災対策を講じている。 受変電設備、自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、浸水経路にマウンドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとともに土嚢の準備などを行っている。 選択 選択 選択								■選打		選択		□必須	i 🗆	□ 選択	1	すべてレバーハンドル形式とします。
「防犯対策 防犯対策 「防犯対策を講じること。								■ 選択	!	□ 選択	!	□ 選択		□ 選択	!	車庫から道路への経路と、エントランスへ の歩行者動線を分離しています。
東京都LCP住宅の登録を受けている。		防犯カメラの 中廊下型や: を導入する。	の設置等の防犯対策を講じること。 コア型の住棟など共用部が閉鎖空間となる場合は、オートロックシステム							4		4		ł		オートロック。防犯カメラを導入します。
7 防災補蓄倉庫、防災井戸、マンホールトイレ、情報共有体制の構築などの防災対策を 講じている。 受変電設備、自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、浸水経路にマウンドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとともに土養の準備などを行っている。 省エネ・ 8 再エネ対 策																
7 防災対策 講じている。 受変電設備、自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、浸水経路にマウンドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとともに土嚢の準備などを行っている。 当エネ・ 以下に例示するものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じていること。 東京ゼロエミ住宅やZEHの認証を取得している。 選択 □ 選択								選択		選択		選択		選択	!	マンホールトイレを設置いたします。ま
ンドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとともに土嚢の準備などを行っている。 選択 選択 選択 省エネ・ 毎エネ対 第 以下に例示するものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じていること。 東京ゼロエミ住宅やZ E H の認証を取得している。 選択 選択 選択 選択		講じている。						■選掛		□ 選択		□ 選択		□ 選択		た、防災備蓄倉庫を設置し、運営会社の管理により、入居者が自由に利用できるもの
8 再エネ対 東京ゼロエミ住宅やZEHの認証を取得している。 □ 選択 □ 選択 □ 選択 □ 選択		ンドアップ	自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、浸水経路にマウ や止水版・防水扉などの対策を講じるとともに土嚢の準備などを行ってい					□ 選护	!	選択	!	選択		選択	!	とします。
m		以下に例示	するものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じていること。													
										4		.l	_	4]
		太陽光発電	投備及び蓄電池設備の設置等再エネの取組を講じている。 T					□ 選抜	!	選択		選択		□ 選択		
適合項目数			適合項目数		-			須		須		須		須	0	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

		セーフ	ティ	セレ	クト	アドバ	ジスト	
		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
項目	基準	必須で該 当するがな 位等がな い場合 チェック	必須で該 当するがな 位場がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
	(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を設けない経路とする(2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの経路とする。)。			■選択	□選択	□必須□□	□選択	段差のない特定経路を設けています。
	(2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を設置する。			■選択	選択	□必須□□	選択	排水溝を設けません
アプロー 1 チ、共用 廊下	(3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保し、高低差のある部分には次の基準に適合する傾斜路を設ける。 ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を超えないものとすることができる。 イ 高さが160mmを超えるものにあっては手すりを少なくとも片側に、かつ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。 ウ 高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあっては、高さ750mmごとに路幅が1,500mm以上の踊り場を設ける。 エ 傾斜路の始点又は終点に、ベビーカーや車いす等が安全に停止できる平坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける。 (4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこ			選択	選択	□必須□□	選択	
2 エレベーター	と。 地上階数 3 以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次の基準に適合していること。 (1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。 (2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。 (3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処できるよう配慮されている。 (4) かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーにホールランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設備を設置する。 (5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑時でも手が届きやすい位置に設ける。			□選択	選択		□ 選択	
	(6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。			■選択	選択	□必須□	□ 選択	地震時管制運転装置及び戸開走行保護装 置を設置します。
3 共用階段	(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。 (1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。 ア けあげの寸法は200mm以下、路面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸法は30mm以下とする。 イ 最上段の通路等への食い込み及び最下段の通路等への突出を避ける。 ウ 蹴込み板を設置し、段鼻を突出させないようにする。 エ 踏面にはノンスリップを設け、路面と同一面とする。 オ 階段及び踊り場の幅は以下による。ただし、屋上又は直上階のみに通じる共用階段及びその踊り場の幅は、850mm以上とすることができる。			選択	選択	□ 遊択 □ 必須 □	選択	
	(2) 足元灯を使用し、安全面での更なる配慮をする。			□選択	□選択	選択	□選択	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

				セーフティ				セレクト					アドバ	ベンスト		
				新築		既存·改	修	新舞	ΛET	既存·	改修	兼	斤築	既存·	改修	
	項目		基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	単位	が須で該 当する部 立等がな い場合 	当する部		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック			必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
4	共用玄関	ア 幅員800 イ 共用名人 管理 る。 エ 共用玄関 設置 まして お 放縦機 が	D基準に適合していること。 mm以上とする。 即の扉は自動ドアとし、前後に段差を設けない。 変を設ける場合は、共用玄関を見渡せる位置又は近接する位置へ設置する。 は、周囲からの見通しが確保された位置にあること又は防犯カメラのにより見通しを補完する対策が講じられていること。 即の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用出入口を自動と付きの鍵を備えたドアとする。					■選択		□選択				□選択		ア幅員800mm以上とします。 イ共用玄関扉は自動ドアとし、前後には 段差を設けません。 ウ管理人室は設けません。 工設備図参照 共五関には防犯カメラを設置します。 オ玄関以外の出入口を自動施錠機能対と します。 カ共用玄関付近に郵便受けを設置します。
		(2) 宅配ボックスを	設置する。					■ 選択		□ 選択		□ 選打	7	□ 選択		宅配ボックスを設置します。
		(3) 小児用モード、	小児用パッドのあるAEDを設置する。					□ 選択		□ 選択		□ 選拮	7	□ 選択		
5	危険個所 等への進 入防止	屋上、受水槽、 設置や鍵を設置 りではない)。	機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入できないよう、柵の 受する等の対策を講じる(消防の指導により設置できない場合はその限	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□必須		□必須		該当箇所なし
6	ごみ集積所	設置する。	を事前に協議を行い、居住世帯数や分別方法等に合わせたごみ集積所を には、入居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等にも配慮した設	□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須			Į 🗆	□ 必須		墨田区と協議した内容のゴミ集積所を設 置します。
7	自転車置場	子供用自転車等する。	おいて定めている設置基準等を満たした自転車置場とするとともに、 な平置きできるスペースを設ける。屋外に設置する場合は、屋根付と 、設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上を置くことができ ・設置する。					■ 選択		□ 選択		□必须	Į 🗆	□ 選択	/ /	駐輪場は自治体の定めた台数を満たし、 子供が駐輪できるスライドラックとして います。また、上部に屋根を設けていま す。
8	ワーキン グスペー ス	ペース等を運営 ア 複数の和 イ セキュリ 等の設備	ペース等を設置する場合、以下に例示するようなものでワーキングス なする上で有効と認められる設備、備品を設ける。 別用者が一度に利用できる机、椅子 リティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境及び照明、コンセント 能 価室や可変可能なパーテーション					□ 選択		□選択		□ 選打	Ę	□ 選択		
			適合項目数	必須	0	必 須)	必須	1	必須	0	必須	0	必須	0	
			過口快日效	選択	0	選択)	選択	6	選択	0	選択	0	選択	0	

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

項目	基準			セーフティ		セ	レクト	アドバ	バンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
- 坦日		坐 牛		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	衣記のある図曲番号、計画の内容等
	こと。	設の設置に当たっては、施設の用途により関係法令、基準等を遵守 設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を行うこと。	する							
1 子育で支援施設	なお、認可外 (昭和57年6 可外保育施設 を行うこと。	保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に対する指導監督要 月15日付56福児母第990号。(以下「指導要綱」という。))に定る 指導監督基準を遵守するとともに、設置後直ちに指導要綱に定める 宅部分と動線や配管等を分離すること。	める認			□選打	選択	□ 選択	選択	
2 キッズルーム	ほか、以下に 備、備品を設 ア 授乳やギ イ 共用トイ ウ テーブル	むつ替えのできるスペース				□選打	選択	選択	選択	
集会室や 3 交流ス ペース	準用する。た れぞれの法令	スペースを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規だし、施設の用途により関係する法令、基準等の定めがある場合は、基準等を遵守すること。 スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。その場合は す。	、そ			□ 選抜	こ 選択	□ 選択	□ 選択	
4 屋外ス	有効と認めら ア 砂場や滑 イ 共用の手	洗い場やトイレ P日陰スペース	上、			□ 選打	選択	□選択	□選択	
4 ペース	下に例示する ア 散水や手 イ 共用道具	菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設置する場合居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設け洗いのできる水栓 を収納する物置 作物を調理する設備				□選排	₹□選択	□ 選択	選択	
		適合項目数	ì			選 7	選 0	選 0	選 0	

別表5 管理・運営に関する基準

項目	基準			セレ	クト	アドバ	ジスト	表記のある図面番号、計画の内容等
4月日	卒 牛	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	衣記のの公凶団笛々、計画の四合寺
住宅計 画からで事項 電事項	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 賃貸住宅について、子育で世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育で世帯の募集期間を優先的に設ける。 オ 賃貸住宅について、内装のDIYを認め、原状回復義務を一定程度免除するなどの措置を講じる。 (2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供 以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (7) 子育で支援施設の併設、子育で支援サービスの提供、子育で支援のための設備の工夫、地域の子育で支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載する。 (4) 認可保育所等入所選考が一般公募となる子育で支援施設の併設の場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (5) 子育で支援施設を併設する場合は、所管する自治体にで定めるルール等を説明する。 (6) 子育で支援施設を併設する場合は、所管する自治体にで定めるルール等を説明する。 (7) 天存住宅の空き家で認定を取得し、子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する旨を周知する。 (4) 既存住宅の空き家で認定を取得し、子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する旨を周知する。 (5) 人居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (6) 入居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (6) 人居者が子育で支援サービスの個別契約等を締結する必要がある場合、関連事業者が連携し、売買契約や賃貸契約時に当該契約が締結できるよう配慮する。 (7) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (5) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。また、運用開始前に近隣住民に対し説明を行う。				選択	□ 選択		イ(ウ)備蓄倉庫や駐輪場、ゴミ 捨てルールなどを、入居者に説明 します。
住宅計 画、外 から から での配 慮事項	(オ) キッズルームや屋外スペースなど、子供が遊ぶ場については特に事故防止に加え、基本的な抗ウィルス対策を講じることや、状況に応じた対応を徹底することなど、使用方法や使用時間等のルールを定め、確実に説明する。 (3) 子育て支援サービスの提供における配慮以下に例示するものなど、子育て支援サービスの提供等を行うこと。子育で支援サービスの提供に当たっては、サービスの種類により関係法令、基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該サービスの所管となる自治体と事前に協議を行うこと。ア近隣保育施設等と連携した育児相談や一時預かりサービスの提供イ近隣医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施ウベビーシッターなどの訪問保育サービスエ子育で等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供オその他子育で支援サービスとして知事が認めたもの子育で支援サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要なルール等を定めること。アサービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。特に共用部分の使用ルール、管理ルール等は確実に定めること。イ子育で支援サービス提供者と提携したサービスを利用する際は、提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供頻度等を取り決めること。			□ 選択 ※	□ 選択 ※	□ 選択 ※	選択※	

別表 5 管理・運営に関する基準

	項目	基準		セーフティ		セ	レクト	アドハ	ベンスト	
	垻日					新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
2	安心して 日常生活 を送るた	(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッ に定めたルールを掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知 くこと。				■ 選拼	選拼 ※	□ 必須	□ 必須	掲示板や入居前の説明にて周知します。
2	を込めれ あの配慮 事項	(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設などの地 示板への掲示や回覧等で定期的に周知を行うなど、継続的				□ 選排	選歩 ※	□ 必須	□ 必須	
3	コテルの ミィのた 感 の配 感 の の の の の の の の の の の の の の の の	(1) 入居者間の交流の機会の創出 入居者間の交流の機会の創出 入居者間のコミュニティが形成されていくきっかけをつく回、継続的に実施する。 ア ウェルカムパーティー イ 共有スペースを活用した絵本の読み聞かせ会 ウ 不要になった子供用品の貸し借り会、フリーマーケッエ 子育ておしゃべり会、パパ会、ママ会 オ 餅つきやラジオ体操などのイベント カ 防災訓練や防災マップ作成会議 キ 住宅の自治会などによる各種イベント ク WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコ	4			□ 選抄 ※			〔 □ 必須 ※	
	項	(2) 地域の人との交流の機会の創出 地域コミュニティとの交流のきっかけをつくることを目的 実施する。 ア 地域の人も参加できる餠つきやラジオ体操などのイベ イ 町会・自治会、子供会などの地域の組織が主催する防 ウ 地域で活動しているNPO等と連携した地域交流イベ エ WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコ	ント 災活動、防犯活動やお祭りなど様々な取組への参加 ント			□ 選抄	□ 選抄 ※	選択 ※	選択 ※	
		ŭ	適合項目数			必須 - 選択 2	必須 — 選択 0	必須 0 選択 0	必須 0 選択 0	

[※] 募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を締結する。

別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

項目		基準	セーフティ			セレクト			ア	ドバこ	ンスト	表記のある図面番号、計画の内容等
(共日)	奉 华		新		既存·改修	新	築	既存·改修	新築		既存・は	文修 後にのめる区面番号、計画の内谷等
区市町村 1 からの意 見の反映	要綱第4に規 提供に関する 供を実施する	定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子育て支援サービス 意見を反映して、子育て支援施設等の設置又は子育て支援サービスの提 こと。					選択	□ 選択	□ 選	:択	□ 項	基択
		適合項目数	選択			選択	0	選 0	選択	0	選択	0